

研修実施機関の登録継続 申請の取扱いについて

（令和7年11月）

はじめに

研修実施機関の登録期間は5年と定められています。

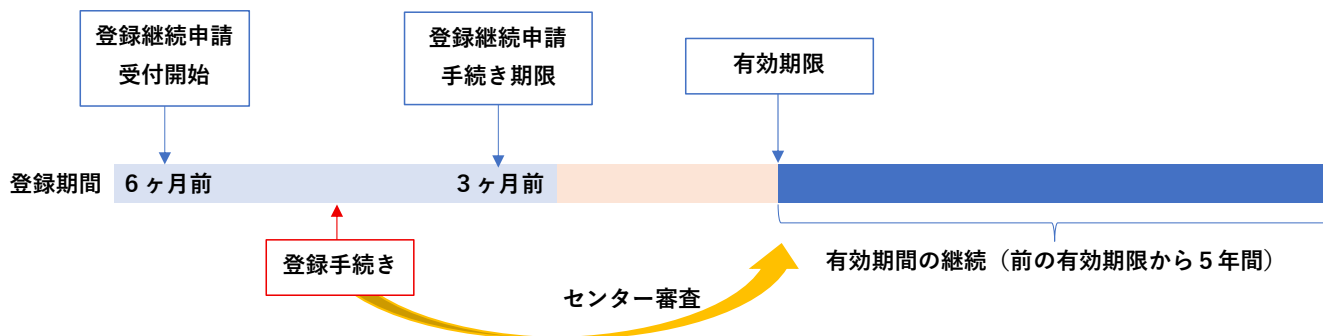
登録期間を過ぎた後も、継続して研修実施機関の登録の維持を希望する者は、**登録期間の終了の6か月前から3ヶ月前までに**登録継続のための申請（登録継続申請）を行うことが必要です。

この場合、登録されている研修会種別毎に手続きが必要です。

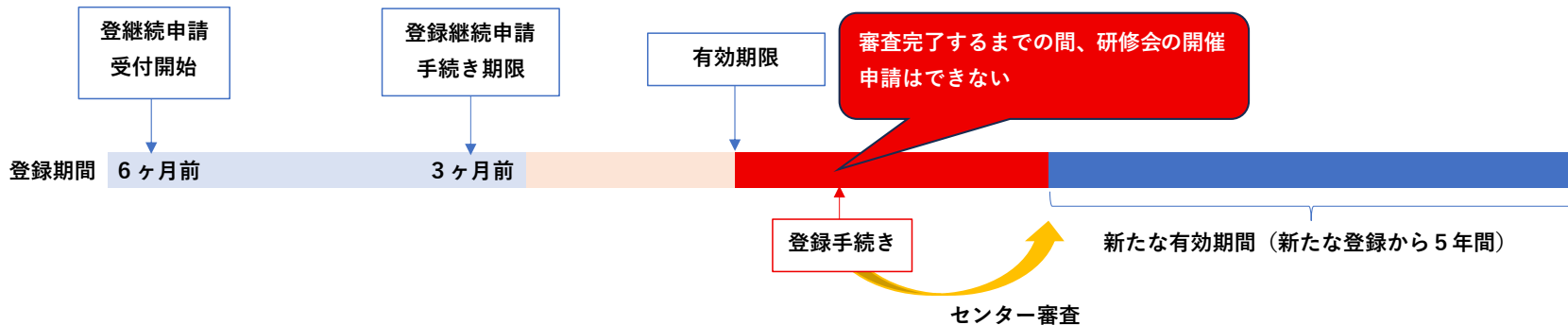
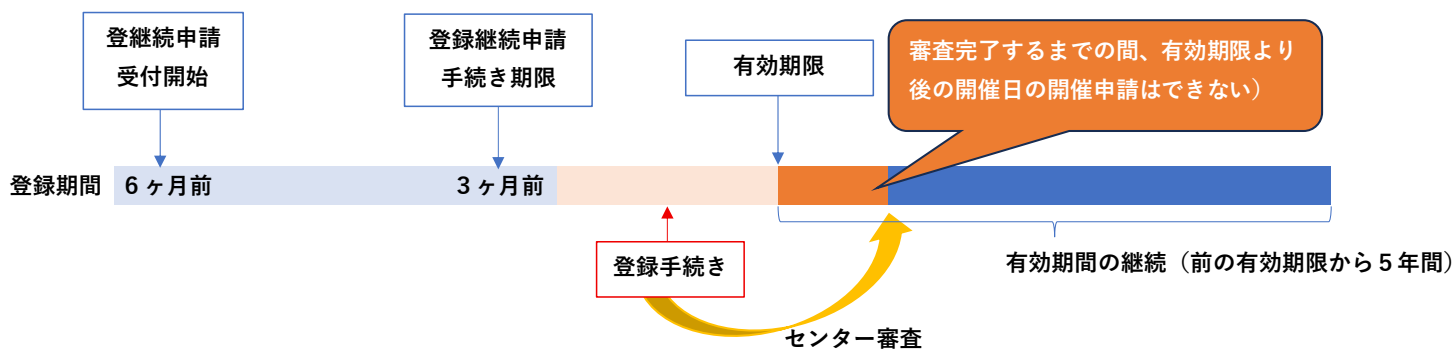
※手続き時期になりましたら、PECSに登録されたメールアドレス宛に通知が届きます。

なお、この登録継続（登録期間の延長）のための申請期間内に申請がなされなかった場合は、現に有する登録期間を越えた日程での研修会開催申請に支障が出る可能性があります。ご注意ください。

登録継続手続き時期について



●登録継続申請手続き期限を過ぎた場合



登録継続申請に必要な書類

研修実施機関の登録継続申請には、新規登録時と同様に資料の添付（PDF）が必要です。

必要な書類は次の2種類からなります。

1. 研修会種別に関するもの

研修会の種別ごとに規定

2. 実施機関（施設）に関するもの

申請者の法人等の形態によって規定

ただし、実施機関（施設）情報に変更がなければ、「登録申請時からの変更なし」等の申告により添付資料を不要とします。

1. 研修会種別に関するもの

(1) 集合研修実施機関

(2) 学術集会実施機関

別添：様式23（PDF）（右掲載）により作成します。

実施要領 第31条 第2項、並びに第36条第1項(4)、(5)、(6)に関する書類となります。

PECS様式23

2025.6.1 制定

研修実施機関の登録継続申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名：

申請年月日： 年 月 日

申請する研修会種別	申請するものに○印（○印はどちらか1つ）
(1)集合研修実施機関	
(2)学術集会実施機関	

1. パーソナルコンピューター（以下「PC」と記載する。）の状況

①集合研修又は学術集会の開催時に常時使用できるPCの台数 台

②上記のPCのOSがWindows環境*であるか否か	該当する方に○印
Windows環境*である	
Windows環境*でない	

*：最新バージョンのもの

2. 通信回線の状況

PCに繋いで規定の情報をアップロードできる通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあるか否か	該当する方に○印
その状態にある	
その状態にない	

3. 役職員中に薬事に関し犯罪又は不正の行為を行ったもの	該当する方に○印
いる	
いない	

4. 直近で実施された研修会の開催日・名称・許可番号を記載すること

開催日： 年 月 日
研修会名称：
研修会許可番号： G01-

5. QRコード読み取り装置について

貸与されているQRコード読取装置のシリアルナンバーを全て記載すること
（QRコード読み取り装置の箱または本体の裏に記載されている「SN:」以降の番号）

--

注：この次のページに、QRコード読取装置のシリアルナンバーを全て記載したものを添付することでも可。

1. 研修会種別に関するもの (即時配信)

(4) ウェブ利用研修 (集合研修即時配信)
実施機関

(6) ウェブ利用研修 (学術集会即時配信)
実施機関

別添：様式24 (PDF) により作成します。

実施要領 第31条 第2項、並びに第36条
第1項(4)、(5)に関する書類となります。

(右掲載は表面。次頁に続きます。)

PECS様式24

2025.6.1 制定

研修実施機関の登録継続申請にかかる書類 (研修会種別に関するもの)
(ウェブ利用研修実施機関用)

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名:

申請年月日: 年 月 日

申請する研修会種別	申請するものに○印 (○印はどちらか1つ)
(4)ウェブ利用研修 (集合研修即時配信) 実施機関	
(6)ウェブ利用研修 (学術集会即時配信) 実施機関	
1. インターネットにより画像及び音声を送達できる設備があるかどうか	該当する方に○印
ある	
ない	
2. 受講者の不正を発見した際の対処方法を定めている否か (規定の提出は不要)	該当する方に○印
定めている	
定めていない	
3. 受講者の募集に際し、氏名及び薬剤師名簿登録番号を収集するかどうか	該当する方に○印
収集する	
収集しない	
4. 常時使用できるパーソナルコンピューターが1台以上あるかどうか	該当する方に○印
ある	
ない	
5. 上記のパーソナルコンピューターのOSがWindows環境 (最新バージョンのもの) であるかどうか	該当する方に○印
Windows環境である	
Windows環境でない	
6. パーソナルコンピューターに繋いで規定の情報をアップロードできる通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあるかどうか	該当する方に○印
その状態にある	
その状態にない	
7. 受講者データを提出したことを受講者に通知する方法	該当するものに○印
受講者個々に電子メール等で通知	
ホームページ等に、受講者データを提出した研修会名等を掲載	
その他 ()	
8. 受講者にかかる記録を定められた期間保存できるかどうか	該当する方に○印
保存する	
保存しない	

次ページに続く

1. 研修会種別に関するもの (即時配信)

(前項の続き、右掲載は 別添：様式24
(PDF) の裏面)

この後、「ウェブ利用研修（即時配信）」
で利用する配信システムによって記録した
ログを添付してください。

(ログの内容については、ホームページ掲
載の「研修実施機関のPECS登録申請方法
(令和3年 12月版) (PDF)」22頁～23頁
参照)

9. 役職員中に薬事に関し犯罪又は不正の行為を行ったもの	該当する方に○印
いる	
いない	

10. 直近で実施された研修会の開催日・名称・許可番号を記載

開催日：	年 月 日
研修会名称：	
研修会許可番号：	G01-

11. ログについて

①ログを取得保存できるか否か	該当する方に○印
できる	
できない	
②試験通信によるログ記録の概要	日時等を記載する
試験通信の日	年 月 日
試験通信の時刻	開始時刻 時 分
	終了時刻 時 分
試験通信対象者数	名
③試験通信によるログ記録	次ページのとおり

注：この次のページに、試験配信した際のログを添付すること。

1. 研修会種別に関するもの (アーカイブ配信)

(5) ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）実施機関

(7) ウェブ利用研修（学術集会アーカイブ配信）実施機関

別添：様式25（PDF）（右掲載）により作成します。

実施要領 第31条 第2項、並びに第36条第1項(4)、(5)に関する書類となります。

（右掲載は表面。次頁に続きます。）

PECS様式25

2025.6.1 制定

研修実施機関の登録継続申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）
（アーカイブ配信実施機関用）

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名：

申請年月日：

年 月 日

申請する研修会種別	申請するものに○印 （○印はどちらか1つ）
(5)ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）実施機関	
(7)ウェブ利用研修（学術集会アーカイブ配信）実施機関	

1. 本団体が定める事項について確認を終えている、アーカイブ配信を行う配信システムを区別する記号を記載する	
配信システムを区別する記号：	
2. インターネットにより画像及び音声を送達できる設備があるか否か	該当する方に○印
ある	
ない	
3. 受講者の不正を発見した際の対処方法を定めている否か（規定の提出は不要）	該当する方に○印
定めている	
定めていない	
4. 受講者の重複受講を発見した際の対処方法を定めている否か（規定の提出は不要）	該当する方に○印
定めている	
定めていない	
5. 早送り視聴などの不適切な受講を防止する電子的手段を有しているか否か	該当する方に○印
有している	
有していない	
6. 受講者の募集に際し、氏名及び薬剤師名簿登録番号を収集するか否か	該当する方に○印
収集する	
収集しない	
7. 常時使用できるパーソナルコンピューターが1台以上あるか否か	該当する方に○印
ある	
ない	
8. 上記のパーソナルコンピューターのOSがWindows環境（最新バージョンのもの）であるか否か	該当する方に○印
Windows環境である	
Windows環境でない	

次ページに続く

1. 研修会種別に関するもの (アーカイブ配信)

(前項の続き、右掲載は 別添：様式25
(PDF) の裏面)

この後、「ウェブ利用研修（アーカイブ配信）」で利用する配信システムによって記録したログを添付してください。

(ログの内容については、ホームページ掲載の「研修実施機関のPECS登録申請方法(令和3年 12月版) (PDF)」22頁～23頁参照)

9. パソコンコンピューターに繋いで規定の情報をアップロードできる通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあるか否か	該当する方に○印
その状態にある	
その状態にない	

10. 受講者データを提出したことを受講者に通知する方法	該当するものに○印
受講者個々に電子メール等で通知	
ホームページ等に、受講者データを提出した研修会名等を掲載	
その他 ()	

11. 受講者にかかる記録を定められた期間保存できるか否か	該当する方に○印
保存する	
保存しない	

12. 役職員中に薬事に関し犯罪又は不正の行為を行ったもの	該当する方に○印
いる	
いない	

13. 直近で実施された研修会の開催日・名称・許可番号を記載	
開催日： 年 月 日	
研修会名称：	
研修会許可番号： G01-	

14. ログについて	
①ログを取得保存できるか否か	該当する方に○印
できる	
できない	
②試験通信によるログ記録の概要	日時等を記載する
試験通信の日	年 月 日
試験通信の時刻	開始時刻 時 分
	終了時刻 時 分
試験通信対象者数	名
③試験通信によるログ記録	次ページのとおり

注：この次のページに、試験配信した際のログを添付すること。

2. 実施機関（施設）に関するもの

実施要領 第31条 第1項より

①国 不要

②地方自治体 不要

③独立行政法人又は地方独立行政法人 不要

④個別の法律によって設立された法人 不要

⑤大学薬学部又は薬科大学 不要

⑥法人（ただし、国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人に限る。）の附属又は設立する医療機関又は研究所

・ 設立母体の名称を記載した書類（別添：様式31（PDF））

→新規登録当時より変更があった場合に書類を添付。変更がなければ不要

2. 実施機関（施設）に関するもの

⑦学会（日本学術会議に登録されているもので学会名鑑に掲載されているものに限る。）

- ・学会名鑑の当該学会掲載部分の写し

→ 不要

⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの

- ・登記簿謄本（申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。）及び定款の写し

→新規登録当時より変更があった場合に書類を添付。変更がなければ不要

⑨協同組合で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの

- ・登記簿謄本（申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。）及び定款の写し

→新規登録当時より変更があった場合に書類を添付。変更がなければ不要

2. 実施機関（施設）に関するもの

⑩任意団体で、目的が、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの

- ・会則、代表者届（代表者の実印を捺印したもの。（別添：様式30（PDF）））及び代表者届に記載した代表者の印鑑証明書（申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。）並びに申請日から過去1年間に実施した研修会等の開催実績の一覧

→新規登録当時より変更があった場合に書類を添付。変更がなければ不要

※前記において、「変更がなければ不要」については、システム上で、「変更無し」にチェックを入れてください。

登録継続申請に必要な資料がそろったら

PECSより、登録継続申請を行ってください。

申請はPECSにログインし、「研修会種別追加・継続申請」メニューから行います。

なお、登録継続申請が可能になると、「申請」の欄が選択できるようになります（申請可能期間でない場合はチェックできません）。

手順は、新規登録申請時とほぼ同様です。

●登録審査料（1 申請当たり）は申請の際に納付 5,500円（税込）

納付方法は、クレジットカード払い、コンビニ決済及び銀行振込（銀行振込のみ手数料は申請者負担）のいずれか、となります。（一旦納入された登録審査料は返還/流用しません。）

申請にあたっての留意点等

登録継続申請後、審査結果については1～2ヶ月程度お待ちください。

審査の結果、実施機関としての資格要件を満たしていることが確認できれば「登録継続」となります。

ただし、有効期限を過ぎて申請した場合は、新たな有効期間での登録となります。

→審査結果はメールでお知らせします。

研修実施機関登録の有効期間は5年間です。

※登録継続申請を行わないと、有効期限より後の開催日の開催申請はできません。申請可能期間になったら、早めにお手続きください。

登録申請の方法（１）

※基本的な操作は、実施機関の研修会種別の新規・追加登録申請と同様です。

1. 研修会種別継続申請可能お知らせメールが届いたら、必要書類を準備して、実施機関のユーザIDとパスワードにより、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）へログインする。

ユーザID・パスワード入力

- ユーザIDとパスワードを入力してください。
- ユーザIDをお持ちでない方は、「新規登録の方はこちら」をクリックしてください。
- パスワードをお忘れになった方は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

ユーザ認証

ユーザID (半角英数字)

パスワード (半角英数字)

ログイン

[新規登録の方はこちら](#)

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

注意事項

※登録した個人情報の管理には万全を期し、当財団の業務目的外に使用することは一切ありません。

※「薬剤師研修・認定電子システム」にアクセスするための回線料金やプロバイダ費用等は全て利用者側の負担となります。

登録申請の方法（２）

- 実施機関情報変更メニューより、登録情報に変更がないか確認してください。変更があった場合は、画面に従い修正してください。

実施機関メニュー

メニューを選択してください。

日本薬剤師研修センター

実施機関情報変更

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

薬剤師研修・認定電子システム(PECS) について

●毎日午前0時～1時の間にシステムメンテナンスを行っております。この間のご利用をお願い致します。

●薬剤師研修・認定電子システム(PECS) は、令和3年3月から運用開始した

●クレジットカード決済を行う際の「3Dセキュア2.0 (EMV 3Dセキュア)」の(3Dセキュア2.0) を2025年2月4日より導入いたしました。

【注意】実施機関メニューについて

●開催申請手順、QRコードによる受付・終了報告及びWEB利用での終了報告(らせ))に掲載しています。

●「研修会種別追加・更新申請」メニューより、種別の追加申請が可能です。申請に際しては、利用規約への同意及び審査料の納入、必要書類の添付が必

実施機関メニュー

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

実施機関情報変更

変更する項目を入力し、次へボタンをクリックする。

基本情報

ユーザID・パスワード

ユーザID	A72FB7
パスワード	
パスワード確認	
Eメールアドレス	

施設情報

実施機関（施設）区分	任意団体
施設名称	
施設名称（フリガナ）	
郵便番号	
都道府県	
住所	
ビル・マンション名	

登録申請の方法（3）

3. 研修会種別追加・継続申請メニューをクリックする。

実施機関メニュー

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

メニューを選択してください。

日本薬剤師研修センターからのお知らせ

薬剤師研修・認定電子システム(PECS)について

●毎日午前0時～1時の間にシステムメンテナンスを行っております。この間のご利用はエラーを起こす可能性があるため、なるべくこの時間以外でのご利用をお願い致します。

●薬剤師研修・認定電子システム(PECS)は、令和3年3月から運用開始したシステムです。

●クレジットカード決済を行う際の「3Dセキュア2.0 (EMV 3Dセキュア)」の導入が義務化されたことに伴い、当財団でも『本人認証サービス (3Dセキュア2.0)』を2025年2月4日より導入いたしました。

【注意】実施機関メニューについて

●開催申請手順、QRコードによる受付・終了報告及びWEB利用での終了報告手順については、当財団ホームページ（認定手続き等の電子化（お知らせ））に掲載しています。

●「研修会種別追加・更新申請」メニューより、種別の追加申請が可能です。
申請に際しては、利用規約への同意及び審査料の納入、必要書類の添付が必要です。

登録申請の方法（４）

４．継続申請可能となっている、申請のラジオボタンをクリックし、次へボタンを押す。

実施機関メニュー

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

研修会種別追加・継続申請

研修会種別選択

実施したい研修会種別を選択して、次へボタンをクリックする。

申請	研修会種別	有効期限	状況
☐	集合研修	2026/01/08	継続申請可能
☐	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）	2031/03/09	登録済
☐	学術集会		
☐	ウェブ利用研修（学術集会）		
☐	ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）		

戻る

次へ

登録申請の方法（５）

- ５．利用規約を確認し、支払い方法を選択、必要書類を添付してください。
変更が無い場合は変更なしをクリックしてください。入力・添付完了後、次へボタンを押す。

実施機関メニュー

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

研修会種別追加・継続申請

研修会種別追加申請

申請情報を入力する。

研修会種別

集合研修

利用規約

1. 本財団が、本ウェブサイトにおいて提供するサービスに必要な機器類や通信費用等は、利用者の負担となります。

2. 本財団は、利用者に供する又は販売する目的で本ウェブサイト上に、研修会に関する資料を公開しております。

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円

支払方法

銀行振込の場合、振込手数料は申請者の負担になります。

支払方法

①必須

☐ クレジットカード

☐ コンビニ決済

☐ セイコーマート

☐ ローソン

☐ ミニストップ

☐ デイリーヤマザキ

☐ 銀行振込

必要書類

会則	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	前回ファイル：文書1.pdf	開く	☐ 変更無し	
代表者届（実印捺印）	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	前回ファイル：文書1.pdf	開く	☐ 変更無し	
代表者の印鑑証明書	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	前回ファイル：文書1.pdf	開く	☐ 変更無し	
研修会等の開催実績（過去1年間）	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	前回ファイル：文書1.pdf	開く	☐ 変更無し	
研修会種別に関する書類	①必須	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	前回ファイル：文書1.pdf	開く	☐ 変更無し

※ファイルはPDF形式のみです。

※添付ファイルは合計で20MBまでにしてください。

戻る

次へ

クレジット決済は即時決済、コンビニ決済・銀行振込では後に表示される支払受付番号、口座番号での決済となります（申請毎に違う受付番号、口座が指定されます）。ただし、銀行振込の場合、振込手数料は申請者負担となります。

前回申請時に添付した資料は、「開く」をクリックすると確認できます。変更がある場合は、「ファイルの選択」ボタンより添付してください。変更が無い場合は変更無しの口をクリックしてください。

変更があるにもかかわらず「変更なし」と申請された場合は、不許可となる場合がありますのでご注意ください。

スクロール

登録申請の方法（6）

6. 申請内容を確認し、申請ボタンを押す。

実施機関メニュー

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

研修会種別追加・継続申請

研修会種別追加申請確認

申請内容を確認して、申請ボタンをクリックする。

申請を行ってから審査が完了するまでには、2か月程度を要します。

(入力した内容を変更する場合は、戻るボタンをクリックする。)

研修会種別

研修会種別	集合研修
-------	------

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円

支払方法

支払方法	コンビニ決済 (ローソン)
------	------------------

申請ボタンを押すと、コンビニ決済・銀行振込の場合、受付番号等が画面に表示されます。
受付番号等が記載された入金指示メールも送信されます（**申請毎に違う受付番号、口座が指定されます**。銀行振込の場合、振込手数料は申請者負担となります。）。
その後、入金確認されると、申請受付完了メールが送信されます。
万一、支払期限が過ぎてしまった場合は、支払期限が過ぎ、キャンセルが確定すると、キャンセルした旨のメールが送信されます。

必要書類(ファイルはPDF形式のみです。)

会則	文書1.pdf 変更無し
代表者届（実印捺印）	代表者届.pdf
代表者の印鑑証明書	代表者の印鑑証明書.pdf
研修会等の開催実績（過去1年間）	研修会等の開催実績（過去1年間）.pdf
研修会種別に関する書類	研修会種別に関する書類.pdf

戻る

申請

スクロール

登録申請の方法（７）

7. 申請が完了すると、研修会種別追加・継続申請メニューで状況が確認できます。
審査結果については1～2ヶ月程度お待ちください。

実施機関メニュー

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・継続申請

研修会種別追加・継続申請

研修会種別選択

実施したい研修会種別を選択して、次へボタンをクリックする。

申請	研修会種別	有効期限	状況
	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）	2031/03/09	登録済
	集合研修	2026/01/08	申請中
☐	学術集会		
☐	ウェブ利用研修（学術集会）		
☐	ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）		

戻る

次へ